

令和6年4月1日から下表のとおり、保育料の改定を行いました。

保育料階層のうち、4階層（23,500円未満）から6階層（48,600円未満、72,000円以上）を保護者市民税所得割額57,700円未満までの階層となるよう細分化し、保育料の減額を行いました。

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児利用者負担額（月額）（円）	
階層	定義	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税非課税世帯	母子・父子家庭等	0
3		2階層以外の世帯	0
4	市民税課税世帯であって、利用者負担額算定に係る主宰者全員の市民税所得割額の合計が右の区分に該当する世帯	23,500円未満	9,600
5		23,500円以上 48,600円未満	13,900
6		48,600円以上 72,000円未満	16,400
7		72,000円以上 97,000円未満	20,300
8		97,000円以上 113,000円未満	24,300
9		113,000円以上 134,000円未満	29,300
10		134,000円以上 148,000円未満	33,700
11		148,000円以上 169,000円未満	38,100
12		169,000円以上 193,000円未満	41,400
13		193,000円以上 237,000円未満	45,900
14		237,000円以上 301,000円未満	47,900
15	301,000円以上	49,400	



各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児利用者負担額（月額）（円）	
階層	定義	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税非課税世帯	母子・父子家庭等	0
3		2階層以外の世帯	0
4	市民税課税世帯であって、利用者負担額算定に係る主宰者全員の市民税所得割額の合計が右の区分に該当する世帯	23,500円未満	6,700
5		23,500円以上 48,600円未満	9,700
6		48,600円以上 57,700円未満	11,400
7		57,700円以上 72,000円未満	16,400
8		72,000円以上 97,000円未満	20,300
9		97,000円以上 113,000円未満	24,300
10		113,000円以上 134,000円未満	29,300
11		134,000円以上 148,000円未満	33,700
12		148,000円以上 169,000円未満	38,100
13		169,000円以上 193,000円未満	41,400
14		193,000円以上 237,000円未満	45,900
15		237,000円以上 301,000円未満	47,900
16		301,000円以上	49,400